

令和3年 第6回登別市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和3年6月15日(火) 14時00分から15時30分
- 2 開催場所 伊達市農業協同組合 登別支所 2階会議室
- 3 出席委員(9人)

会長	9番	逢坂	裕明
委員	1番	古町	綾
	2番	三原	一英
	3番	吉鷹	敬貴
	4番	近井	一夫
	5番	山下	篤
	7番	熊谷	源
	8番	赤樫	治
- 4 欠席委員(1人)

委員	6番	佐々木	優
----	----	-----	---
- 5 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の選任及び会議書記の指名
 - 第2 議案第18号 農地所有権移転不許可処分についての審査請求に係る弁明書について
- 6 農業委員会事務局職員

事務局長	渡部	光夫
総括主幹	西本	利博
主査	野戸	崇敬

7 会議の概要

事務局長 ただいまより、令和3年第6回総会を開会いたします。
本日は、6番佐々木委員より欠席の旨通知がありましたので、ご報告いたします。
本日の出席委員は、9名中8名でありますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

それでは、登別市農業委員会会議規則第3条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、これより以後の議事の進行は逢坂会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。
まず、日程番号第1「議事録署名委員の選任及び会議書記の指名」を行います。
登別市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長 それでは、議事録署名委員は、5番山下委員、7番熊谷委員にお願いします。
なお、本日の会議書記には、事務局職員の西本総括主幹を指名します。
以上で、日程番号第1を終わります。

議長 次に、日程番号第2 議案第18号「農地所有権移転不許可処分についての審査請求に係る弁明書について」を議題とします。
事務局から説明願います。

事務局長 議案第18号「農地所有権移転不許可処分についての審査請求に係る弁明書について」ご説明します。
議案書の1ページをご覧ください。
本件につきましては、令和■年■月■日開催の第■回農業委員会総会で決定した農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転に係る不許可処分について、令和■年■月■日付けで審査請求人（以下「請求人」という。）が、北海道知事に対し審

事務局 長

査請求を提起し、道知事が指名した審理手続を行う審理員から、当農業委員会に対し、行政不服審査法第29条第2項に規定される弁明書の提出を■月■日までに求められておりますので、本総会で審議のうえ、意見を求めるものでございます。

説明につきましては、最初から通して説明させていただきまして、説明後に一括でご意見を賜りたいと考えております。

それでは、弁明書（案）の説明に入ります。

弁明書（案）については、2ページから4ページのとおりです。併せて、6ページから10ページの審査請求書、配布しております資料をご覧ください。

はじめに、弁明の趣旨についてでございます。

行政不服審査法における審査請求の裁決の種類は、却下、棄却、認容となっております。

本案件は、令和■年第■回総会で不許可と決定し、提出された審査請求に理由がないとし、『本件審査請求を棄却する』としております。

次に、本件処分に係る事実経緯等についてでございます。

ここでは、請求人からの農地法第3条第1項の許可申請から不許可処分とした指令書を交付するまでの事実経緯を記載しておりますので、ご確認ください。

次に、本案件処分の内容及び理由についてでございます。

(1) 処分内容については、『不許可』です。

(2) 理由につきましては、請求人に交付した本件不許可処分の指令書には、「収益を求めない営農計画では、農地の維持管理の継続に支障が生じる恐れがある」と記載しました。ここでは、その根拠を明確にし、分かりやすく説明するため、第■回及び第■回総会議事録並びに委員から出た意見等を基に、記載のとおり取りまとめました。

次に、審査請求書についてでございます。

■月■日付けで請求人から提起された審査請求書の中で、本件処分に対して、違法である旨の主張が述べられておりますが、その主張の根幹となる部分に、根拠の誤認・読み違いと思われる箇所が見受けられましたので、反対意見として次のとおり記載しました。

事務局長

弁明書（案）の説明は以上になります。

なお、弁明書（案）は、事前に、登別市の顧問弁護士に相談しており、弁明書の提出にあたっては、農業委員の総意が反映されるよう、本総会で、これまでの事実等に基づいて不許可とした理由を簡潔に記載するよう助言をいただいております。

また、審理員から弁明書と併せて、行政不服審査法第32条第2項の規定に基づき、証拠書類の提出を求められておりますので、令和■年第■回及び第■回総会議事録の写し並びに請求人から追加提出のあった農地運営計画及び許可願の写しを審理員に提出することとします。

最後に、今後の流れにつきましては、本農業委員会から弁明書（正本・副本）を審理員に提出した後、審理員から請求人に対し、弁明書（副本）が送付されるとともに、弁明書に対しての反論を記載した書面を提出する機会が与えられます。

審理員による書面審査後、行政不服審査会への諮問・答申を経て、審査庁である北海道知事が裁決します。

以上でございます。

議長

議案第18号について、事務局長の説明がありましたので、委員の意見を受けたいと思います。

何か、ございませんか。

（「なし」の声あり。）

議長

よろしいですか。

それでは、議案第18号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第18号は、原案のとおり決定します。

以上で、本日の総会に提案されました付議案件の審議については、終了しました。

これをもちまして、令和3年第6回農業委員会総会を閉会します。